

平成 21 年 7 月 3 日
追加平成 21 年 11 月 26 日
(問 7～11)
金融庁総務企画局

株券等の公開買付けに関する Q & A

<目次>

- (問 1) 法第 24 条第 1 項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。……………1
- (問 2) 公開買付け期間中に対象者が四半期報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付け届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか。また、公開買付者が四半期報告書を提出した場合はどうですか(法第 27 条の 8 第 2 項関係)。……………1
- (問 3) 買付者の曾孫会社は、いわゆる形式的基準による特別関係者に該当しますか。また、玄孫会社についてはどうですか(法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号関係)。……………2
- (問 4) 株主総会の基準日後、株主総会の前に、株式を売買するとともに、売主が、売却する株式についての当該株主総会における議決権行使を買付者に委任する場合、売主は、いわゆる実質的基準による特別関係者に該当しますか(法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号関係)。……………3
- (問 5) いわゆる「急速な買付け等」の規制においては、どのような態様での株券等の取得が規制の要件を構成する取得に該当しますか(法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号関係)。……………4
- (問 6) いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として交付する株式の 1 株に満たない端数を処理するために、会社法第 234 条の規定に基づき、端数の合計数に相当する数の株式を売却する場合、当該売却される株式を取得する買主は、公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。……………5
- (問 7) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付者が、公開買付け期間中に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか。裁判所の緊急

停止命令の申立てを受けた場合はどうですか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。
.....5

（問 8）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付け期間の末日の前日までに同法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。.....6

（問 9）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付け届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。
.....6

（問 10）公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付け期間中に措置期間が終了した場合、公開買付け届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか（法第 27 条の 8 第 2 項関係）。.....7

（問 11）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付け期間中に措置期間が終了しない場合、公開買付け期間を延長することはできますか（法第 27 条の 6 第 1 項関係）。.....8

（凡例）
法：金融商品取引法
令：金融商品取引法施行令
他社株府令：発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。

なお、このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。

（問1）法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか（法第27条の2第1項関係）。

（答）

法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等については、公開買付けによる必要はないと考えられます。

（注）法第2条第33項に規定する特定上場有価証券又は令第2条の12の2第3項第2号に規定する特定店頭売買有価証券である株券等の発行者ではないことを前提とします。

ただし、一旦法第24条第1項ただし書の要件に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合であっても、再度、有価証券報告書の提出義務が生じている場合には、当該発行者の株券等の買付け等であって法第27条の2第1項各号に該当するものは、公開買付けによらなければならないため、当該買付け等の時点における提出義務の有無を慎重に確認する必要があります。

（問2）公開買付け期間中に対象者が四半期報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付け届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか。また、公開買付者が四半期報告書を提出した場合はどうですか（法第27条の8第2項関係）。

(答)

公開買付期間中に対象者が四半期報告書又は半期報告書（以下「四半期報告書等」といいます。）を提出した場合であっても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられます（他社株府令第 21 条第 3 項第 2 号）。

この点、例えば、対象者が提出した四半期報告書等に新たな役員の異動の記載があるような場合には、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に該当すると考えられますが、役員の異動がない場合や親会社又は主要株主（法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいいます。）に該当しない株主の異動については、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合には該当しないものと考えられます。

また、公開買付者が四半期報告書等を提出した場合についても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられます。もっとも、四半期報告書等に、公開買付届出書に記載すべき事項に関する重要な事実が記載されているような場合には、通常は、四半期報告書等の提出以前に、当該事実が発生し、公開買付者がこれを認識した時点で、公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないと考えられます。

なお、いずれの場合についても、当初の公開買付届出書において、公開買付期間中に新たに四半期報告書等が提出される見込み又は予定である旨を記載しておくことが望ましいと考えられます。

(問 3) 買付者の曾孫会社は、いわゆる形式的基準による特別関係者に該当しますか。また、玄孫会社についてはどうですか（法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号関係）。

(答)

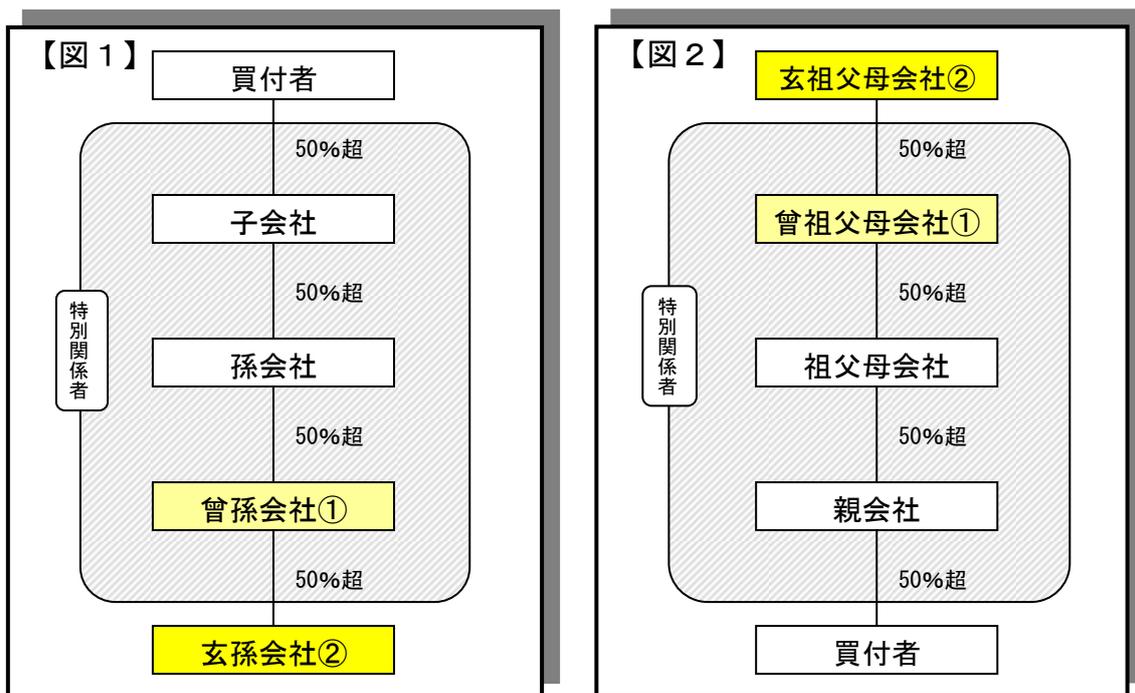
買付者の曾孫会社（【図 1】の①のような資本関係にある会社を意味します。）は、いわゆる形式的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号の特別関係者）に該当します。

これに対し、買付者の玄孫会社（【図 1】の②のような資本関係にある会社を意味します。）は、形式的基準による特別関係者には該当しないと考えられます。

（注）例えば、【図 1】の子会社・孫会社・曾孫会社のいずれかが実態のないペーパーカンパニーであるような場合には、この限りではないと考えられます。

ただし、買付者と玄孫会社が共同して株主としての議決権を行使することを合意している等の場合、玄孫会社は、いわゆる実質的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号の特別関係者）に該当することに留意する必要があります。

なお、以上は、買付者の曾祖父母会社及び玄祖父母会社（それぞれ【図 2】の①及び②のような資本関係にある会社を意味します。）についても同様に解することができると考えられます。



（問 4）株主総会の基準日後、株主総会の前に、株式を売買するとともに、売主が、売却する株式についての当該株主総会における議決権行使を買付者に委任する場合、売主は、いわゆる実質的基準による特別関係者に該当しますか（法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号関係）。

(答)

売主が既に手放した株式について、基準日の関係で売主の下に残っている議決権を株主総会時点の所有者に行使させるという趣旨であれば、通常、当該委任の事実のみをもって、いわゆる実質的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号の特別関係者）に該当するものではないと考えられます。

(問 5) いわゆる「急速な買付け等」の規制においては、どのような態様での株券等の取得が規制の要件を構成する取得に該当しますか（法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号関係）。

(答)

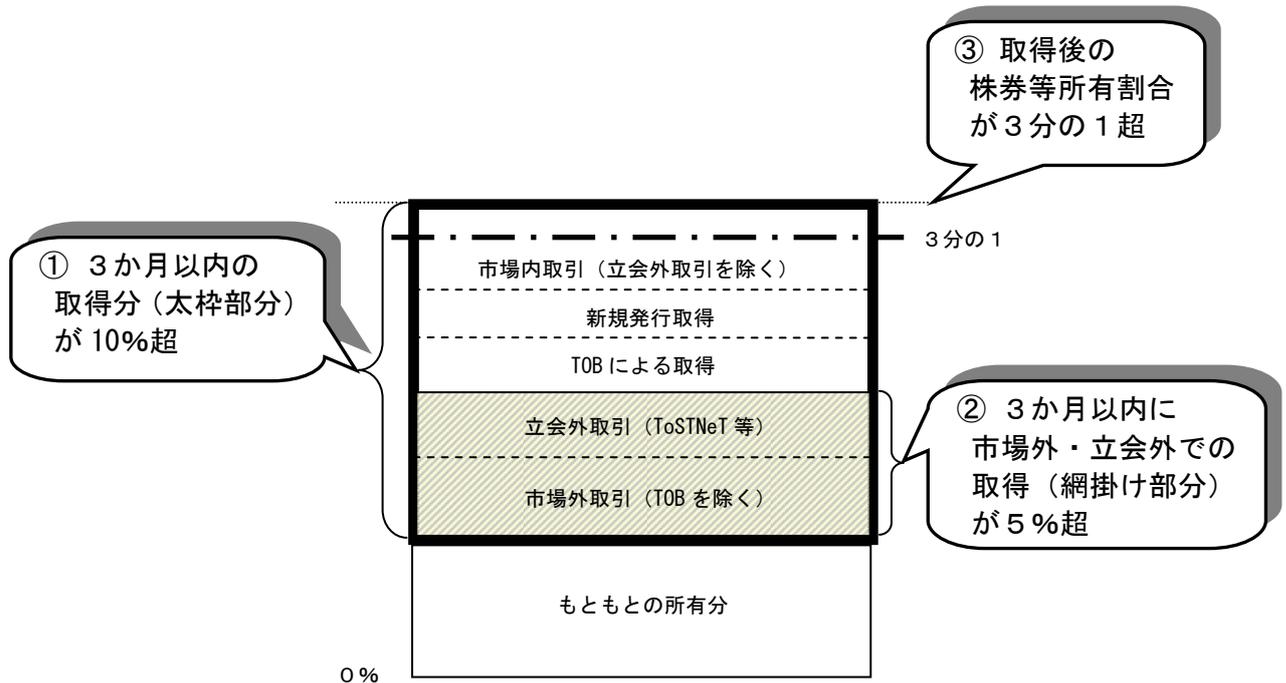
いわゆる「急速な買付け等」の規制（法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号）は、以下の①～③のすべてを満たす場合に、その中に含まれる「株券等の買付け等」（同項第 1 号から第 3 号に該当するものを除きます。）は公開買付けによらなければならないとする規制です。

- ① 3 か月以内に、株券等の総数の 10% 超の株券等の取得を行い、
- ② ①の取得のうち、株券等の総数の 5% 超の株券等の取得が、市場外（公開買付けを除く。）又は立会外取引によるものである場合であって、
- ③ 取得の後における株券等所有割合が 3 分の 1 超となる。

（注）「株券等所有割合」は特別関係者と合算する必要があること（法第 27 条の 2 第 1 項第 1 号）、いわゆる実質的基準による特別関係者が行う株券等の取得を買付者が行う株券等の取得とみなす規制があること（同項第 6 号、令第 7 条第 7 項）等に留意する必要があります。

このうち、①の 10% 超の取得には、株券等の買付け等又は新規発行取得による取得がカウントされます。これに対し、②の 5% 超の取得には、市場外（公開買付けを除く。）又は立会外取引による取得だけがカウントされます。

規制の要件を簡単に図示すると、以下のようになります。



（問6）いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として交付する株式の1株に満たない端数を処理するために、会社法第234条の規定に基づき、端数の合計数に相当する数の株式を売却する場合、当該売却される株式を取得する買主は、公開買付けを行う必要がありますか（法第27条の2第1項関係）。

（答）

通常、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

（問7）公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付者が、公開買付期間中に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか。裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合はどうですか（法第27条の11第1項関係）。

（答）

当該事前通知（独占禁止法第49条第5項参照）に係る排除措置命令（同法第17条の2第1項参照）の具体的な内容にもよりますが、例えば、株式の全部又

は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じるものである場合、通常、株券等の取得につき「許可等」（令第14条第1項第4号）を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

また、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令（同法第70条の13第1項参照）の申立てを受けた場合も同様に、通常、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

（注）いずれの場合も、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付していることが必要となります。

（問8）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付け期間の末日の前日までに同法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか（法第27条の11第1項関係）。

（答）

公開買付け期間の末日の前日までに、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）が終了しない場合、通常、株券等の取得につき「許可等」（令第14条第1項第4号）を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

（注）公開買付け開始公告及び公開買付け届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付していることが必要となります。

ただし、公開買付けの開始時期及び株式取得の事前届出を行う時期の決定並びに公開買付け期間の設定等において、公開買付け期間の末日の前日までに待機期間（同法第10条第8項参照）が終了するようにする必要があると考えられます。

（問9）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付け届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類と

して、どのような書類を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

（答）

公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了すること及び公正取引委員会に対する事前相談において独占禁止法上問題ない旨の回答を受けることが公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」に当たるものとして記載すべきであると考えられます。

具体的には、独占禁止法上の事前届出が必要である旨、事前届出を行った日又は行う予定の日及び待機期間が終了した日又は終了する予定の日に加え、公正取引委員会に対する事前相談を行ったか否か、及び行った場合にはその結果等を記載する必要があると考えられます。

（注）なお、「株券等の取得に関する許可等」の欄には、(3)において、原則として、許可等の「番号」を記載する必要がありますが、「番号」に相当するものがない場合には記載を要しないものと考えられます。

また、上記の意味での「許可等」を得ている場合には、「許可等があったことを知るに足る書面」（他社株府令第 13 条第 1 項第 9 号）として、公正取引委員会に対する事前相談において独占禁止法上問題がない旨の回答を受けたこと又は公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面（公正取引委員会から交付を受けた書面がある場合には当該書面、公正取引委員会が書面を交付していない場合には上記事実を証する旨の公開買付者の代表者名義の書面）を添付する必要があると考えられます。

（問 10）公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付期間中に措置期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか（法第 27 条の 8 第 2 項関係）。

（答）

公開買付届出書の届出日までに許可等がない場合、後に許可等があった時点で訂正届出書を提出しなければなりません（他社株府令第二号様式記載上の注意（8））、公開買付者が、公正取引委員会に対する事前相談において独占禁止法上問題がない旨の回答を受けており、その旨を「許可等」として公開買付

届出書に記載している場合、公開買付期間中に措置期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

これに対し、公開買付者が、公正取引委員会に対する事前相談を行っていない場合やその回答を得ていない場合、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことについて、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、「許可等があったことを知るに足る書面」（他社株府令第13条第1項第9号）として、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面を添付する旨の訂正も必要であると考えられます。

（問 11）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間中に措置期間が終了しない場合、公開買付期間を延長することはできますか（法第27条の6第1項関係）。

（答）

公開買付期間が60営業日を超えない限り延長することができますが、60営業日を超えて延長することは、令第13条第2項第2号イ又はロに該当する場合でない限りできません。